

令和5年第11回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和5年10月25日(水) 鶴ヶ島市役所 504会議室			
開会時刻	午前9時51分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時23分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農業委員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏名	出欠席	氏名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	出席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	出席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
市民生活部産業振興課主査 田中正三			職名	氏名
			事務局長	玉木 亨
			事務局次長	遠藤 俊一
			主査	高橋 浩
			主任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申について			
日程第3	議案第30号 特定農地貸付け承認申請について			
日程第4	報告第10号 報告事項について			
日程第5	その他			
議事(担当)		内 容		
開会	議長	<p>農業委員9名中9名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。</p> <p>これより令和5年第11回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について</p> <p>議席番号9番 新井 正美 委員</p> <p>議席番号1番 沼田 富子 委員</p> <p style="text-align: right;">を指名します。</p>		
日程第2	議長	<p>議案第29号</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>		
	事務局	<p>議案書をもとに、説明します。</p> <p>申請地は、市役所の南約240メートルに位置する第3種農地で、農業振興地域の農用地については、当初から指定されていません。</p> <p>申請人夫婦は今年8月に結婚しましたが、夫は実家に、妻は結婚前より居住しているアパートにそれぞれ住んでいます。ここで一緒に暮らす家を構えたいと思い、自己用住宅の建築を計画しました。</p>		

		<p>土地の選定に際しては、通勤が可能な距離であること、夫の実家への行き来に不便がないこと、必要な生活スペース及び自家用車2台分の駐車スペースが確保できることを条件としました。市街化区域及び非農地でも探してみましたが、計画建物の配置及び駐車スペースの確保ができる土地は見つからず、本申請地での建築を計画することとなりました。</p> <p>申請人夫婦は小学校の教員をしており、鳩山町と日高市に勤務しています。申請地からそれぞれの勤務地まで車で15分から20分程度の距離にあり、通勤には大変便利なところにあります。</p> <p>また、申請地は夫の実家に近く、将来子どもが誕生した際には育児のサポートを受けることができること、夫の両親に生活のサポートが必要となった場合には行き来がしやすいこと、さらには災害リスクが低いことから、今後長く安心して暮らすことができると考えているとのことです。</p> <p>議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。</p> <p>農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。 本申請内容に間違いがないことを確認しました。 申請の理由は、事務局の説明のとおりです。 なお、実家は、道路を挟んで申請地の向かい側にあるとのことです。</p> <p>議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。</p> <p>推進委員 譲渡人2人に確認した内容を報告します。 本申請内容に、間違いがないことを確認しました。</p> <p>議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、「許可相当」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>議長 挙手全員のため、本件は、「許可相当」とすることに決定しました。</p>
<p>日程第3</p>	<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>議案第30号 特定農地貸付け承認申請についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p> <p>本件は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく、特定農地貸付け承認申請について審議するものです。</p> <p>はじめに、審議のポイント等について説明します。審議のポイントは3点あり、1点目は、周辺の農用地の効率的な利用を確保するとの観点からみて当該農地が適切な位置にあり、かつ、妥当な規模を超えないものであること、2点目は、募集及び選考の方法が公平かつ適正なものであること、3点目は、貸付けの期間その他の条件及び適切な利用を確保するための方法が有効かつ適切なものとなることとなっており、農業委員会は、申請がこの3つの要件に該当すると認めるときは、その旨の承認をするものとされています。</p> <p>続いて申請内容について、議案書等をもとに説明しま</p>

	<p>す。申請地は、長久保小学校の南西約350メートルの市街化区域に位置し、特定生産緑地に指定されています。周囲は宅地や雑種地で、農用地との接続はしていません。</p> <p>区画は1区画を30㎡とし、25区画を整備する予定で、募集及び選考の方法、貸付期間、適正な利用を確保するための手段等については、議案書にある貸付規程で定めています。</p>
議長	次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。
推進委員	<p>申請人に確認した内容を報告します。</p> <p>内容については、事務局の説明のとおりです。</p> <p>農業につきましては、現在栗を栽培しており、JAへ出荷しているとのこと。また、所有する農地約7000㎡については、転用する予定は無いとのこと。</p>
議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
委員	<p>はじめに、特定農地について説明していただきたいと思います。</p> <p>次に、貸付規程をみると賃料は年間5,000円と規定されています。この意味についても説明をお願いします。</p>
説明員	<p>市民農園などを開設・運営するにあたり、特定農地貸付法により、農地を農業者以外の方に貸付けることを特定農地貸付けといい、これにより、市民農園として貸付けられる農地を特定農地といいます。</p> <p>賃料につきましては、他の市民農園との関係、管理料などを考慮して決定したものです。</p>
委員	特定農地とは、生産緑地ということでしょうか。
説明員	<p>特定農地は、生産緑地に限ったものではありません。特定農地貸付法により、市内で開設されている他の市民農園は、市街化調整区域にあります。</p> <p>なお、生産緑地の貸付けにつきましては、都市農地貸付法による貸付けとなりますので、本件につきましては、2つの法に基づく貸付けとなります。</p>
委員	賃料は、営利目的ではなく、管理費等最低限必要な額として設定されたということでしょうか。
説明員	そのようになります。
委員	申請者はいつから申請地を所有していますか。
事務局	平成2年に、相続により取得しています。
委員	審議のポイントの一つに、妥当な規模を超えないこととあります。個人が開設する場合、この規定は適用されないのでしょうか。
事務局	特定農地貸付法における農地の貸付け面積は、10アール未満とされています。具体的な規模、面積につきましては、地域によって市民農園に対するニーズや整備の内

	<p>容も異なりますので、それぞれの地域の特性に応じて決めることとなります。</p>
委員	<p>個人が市民農園を開設する場合も、10アールという面積制限は適用されますか。</p>
説明員	<p>市民農園整備促進法により市民農園を開設する場合は、面積の制限はありません。本件のように特定農地貸付法により市民農園を開設する場合は、個人でも10アールの面積制限があります。</p>
委員	<p>本件では、25区画の市民農園が整備される計画となっており、多くの方が利用されると思われます。近くの方だけであれば問題無いかもしれませんが、遠方の方は自家用車を使ってここまで来るのではないのでしょうか。駐車場についてはどのようになっていますか。</p>
説明員	<p>申請人に確認したところ、駐車場がないことを条件に募集を行うとのことで、現時点では駐車場を整備する計画は無いとのことでした。あくまでも近隣の方の利用を前提にしているとのことですが、万が一駐車に関して問題が生じた場合は、区画の一部を使ってでも駐車場を整備するとのことでした。</p>
委員	<p>問題が生じてから対応するのではなく、問題の発生が予見されるのであれば、あらかじめ整備しておいたほうが良いのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>制度上は、駐車場の整備が必須要件とはなっていないので、申請の内容で進めたいと思います。 ただし、事務局としましても、駐車場の関係について危惧していることを申請人に伝えていきますので、申請人においては、きちんと対応していただけるものと考えています。</p>
委員	<p>何かあった場合に、許可の取り消しはできますか。</p>
事務局	<p>特定農地貸付け法施行令第4条に、取消しについての規定があります。 その内容は、農業委員会は、貸付規程に従って特定農地貸付けを行っていないと認めるときは、その承認を取り消すことができるとなっています。</p>
委員	<p>後になって承認を取り消すということは、実際にはなかなかできないと思われます。申請人には、路上駐車に関する懸念を十分に伝えていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>駐車場は、制度上必要条件とはなっていませんので、本件は制度にのっとりたうえでの申請と理解しています。 ただし、事務局といたしましても、駐車場の関係につきましても懸念をしていますので、本件が承認された場合には、委員の皆様のご意見を踏まえ、きちんと対処するよう伝えてまいります。</p>
委員	<p>車でなければ、自転車か徒歩で来ることになると思います。自転車はどこに置くのでしょうか。</p>
説明員	<p>市道と区画との間に50センチから90センチのスペースがありますので、そこに置いていただくことにな</p>

	議長	<p>ると思います。</p> <p>ほかに何かありますか。特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「承認」とすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
	議長	<p>挙手全員のため、本件は、「承認」とすることに決定しました。</p>
日程第4	議長	<p>報告第10号 「報告事項について」を議題といたします。</p> <p>事務局より、説明(報告)をお願いします。</p>
	事務局	<p>議案書をもとに、説明(報告)します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第10回総会における審議案件 1件 ・農地法第5条の規定による許可の取消申出 なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 なし ・農地法第5条の転用届出専決処分 8件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 なし
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
	議長	<p>特段ないので質疑を終了し、採決を行います。</p> <p>本件について、「承認」することに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員のため、「承認」することに決定しました。</p>
日程第5	議長	<p>その他について、説明事項等がありますか。</p>
	事務局	<p>特にありません。</p>
議事録の署名	議長	<p>それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。</p>
	事務局	<p>本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を求める。</p> <p>議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。</p>
閉会	議長	<p>以上をもって、令和5年第11回農業委員会総会を閉会します。</p>